

日本・EU経済連携協定に関する共同声明
欧州公務労連(EPSU)および国際公務労連加盟組合日本協議会(PSI-JC)

欧州の公共サービス労働組合を代表するEPSUおよび日本のPSI加盟組織を代表するPSI加盟組合日本協議会は、欧州と日本の間の経済連携協定に関する情報の不足および交渉の秘密性について憂慮する。これは暗がりの中に約6億人の人々が残されていることを意味する。私たちはEUおよび日本に対し、日欧EPA文書の公開を求める。このことは、協定が労働者、家族、コミュニティに与える影響についての、欧州連合および日本の人々による議論を可能とする。

1. 日本・EU経済連携協定（日EU・EPA）交渉は、2013年3月25日に開始された。欧州労働組合連合(ETUC)と連合は2015年に日EU・EPAに関する共同方針を採択、その中で高い透明性を求めるとともに、労働者の権利、公共サービスおよび投資に関する交渉について多くの要求を掲げた。また、ETUCと連合は社会的パートナーを含めた協議の仕組みの確立および文書のより積極的な開示を求めた。
2. これらの要求は未だに満たされていない。世界の主要国・地域であるEUおよび日本が、グローバル化を形作る合意を、市民および労働者の利益に沿った形で形成できるか疑わしくなっている。交渉開始から4年が経過、18回の会合が開かれているが、私たちの憂慮に対し、いかなる検討が行われるか未だ不透明な状況だ。
3. 公共サービス労働組合は、投資家と国間の紛争解決、公共サービスのさらなる自由化、広範な規制協力など、EUカナダ包括的経済貿易協定（CETA）において物議をかもした点が日本・EU経済連携協定に含まれていることに大変憂慮する。私たちは、食料主権および持続可能な農業を尊重する。
4. 労働基準について、すべてのEU加盟国が中核8条約の批准を済ませているのに対し、日本は第105号条約（強制労働の廃止）および第111号条約（雇用と職業における差別待遇の禁止）は未批准のままである。日EU・EPAの「持続可能な開発」に関する章は、この問題を扱わなければならないし、また、中核条約を超え、ILOが掲げる課題である「ディーセント・ワーク」を含めるべきである。この課題は、質の高い労働、社会的保護、同一賃金を促進し、公共部門を含むすべての労働者に関わることである。
5. いかなる合意に投資家対国家紛争解決（ISDS）メカニズムが含まれてはならない。ISDSまたは欧州委員会（EC）が提案した投資裁判制度（ICS）は共に、裁判所の外において市民よりビジネスに対し多くの権利を付与するものであり、問題を含んでいる。労働者の権利、公共サービス、福祉および環境を保護するために必要な規制に制限を掛けることができる。私たちは、国内外の投資家が同じ扱いを受けるべきであり、社会権的基本権が経済的権利に優先されなければならないと信じる。
6. 私たちは「グローバル化の活用」に関する欧州委員会の発表に関心を持っている。これに関する議論は継続中であり、EUの貿易への取り組みに適応されるだろう。貿易および貿易協定を公平にする上、そして、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に寄与する上での広範囲な懸念事項を反映している。それゆえに、いかなる合意も、本議論の結果を反映させてものでなければならない。欧州および日本の公共サービス労働組合は、労働者および人々の権利強化が貿易をめぐる検討課題の重要部分に位置付けられることを求める。EUと日本は公開国別報告実施およびタックス・ヘイブ

ン（租税回避地）閉鎖への支持を通して、租税回避問題への取り組みにおいて主導的役割を果たすことができる。

7. 私たちは公共サービスを協定の範囲から明確に除外することを求める。私たちはネガティブリストによる自由化約束を支持しない。ネガティブリストは、自由化の反転を困難にするラチェット・メカニズムおよびスタンドスティル・メカニズムと結びついており、政府、特に地方政府へのプレッシャーになっている。EUおよび日本は共に人口変動を迎えている。質の高いユニバーサル・ケアの必要性が高まってくる。日本・EU経済連携協定は、将来における人々のニーズに応える政策余地を残し、この分野を形づくることを可能にするために、公費負担を受けているサービスに限らず、すべての保健を含むすべてのケア・サービスを対象から除外すべきである。
8. 日EU・EPAは、地方公共団体に対し、調達市場の開放を義務付ける、または地方公共団体自ら公共サービスを提供する権利を阻害するものであってはならない。公共調達に関するいかなる条項も、義務的社会条項によってでも、高い労働および環境基準そして持続可能な開発を促進するものでなくてはならない。EUと日本政府は、地方レベルを含む形で、公契約における労働条項に係るILO第94号条約の批准および実施を支持すべきである。
9. 日本・EU経済連携協定は広範な規制協力に関する章を含むべきではない。EUと日本は、規制協力に関し、貿易協定より適切な文書である別個の合意文書の交渉を行ってきた。（2002年「相互承認協定」、2008年「税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定」、2015年「日EU規制協力に関する共同文書」）規制は、労働組合、市民社会および他の多くが参加する民主的議論およびプロセスを反映したものである。これらのプロセスは、狭い経済的利益に基づく専断的決定から守られるべきである。EUが提案する規制協力の対象は大変広範囲にわたり、いかなる規制に対しても対抗しうるものである。
10. データ保護に関し、欧州委員会持続性影響調査は「人権に関しては、増大する越境データまたはサービス貿易はプライバシー権に悪影響を及ぼすものではないとの分析がされた。」と結論付けている。私たちは、増大するデータ・フローを考慮すると、これを信じることは難しい。私たちは、データは商品と見なされるべきではない、そして、人間の尊厳とプライバシーを守るため最高レベルの保護が必要と考える。この考えが協定文はこの考え方を明確に反映すべきである。

2017年6月30日

欧州公務労連
(EPSU)

書記長 ヤン＝ウィレム・グードリアン

国際公務労連加盟組合日本協議会
(PSIJC)

議長 川本淳



Contact : Pablo Sanchez-Centellas, +32 474 626 633, psanchez@epsu.org